

部長会議付議事案書（報告）

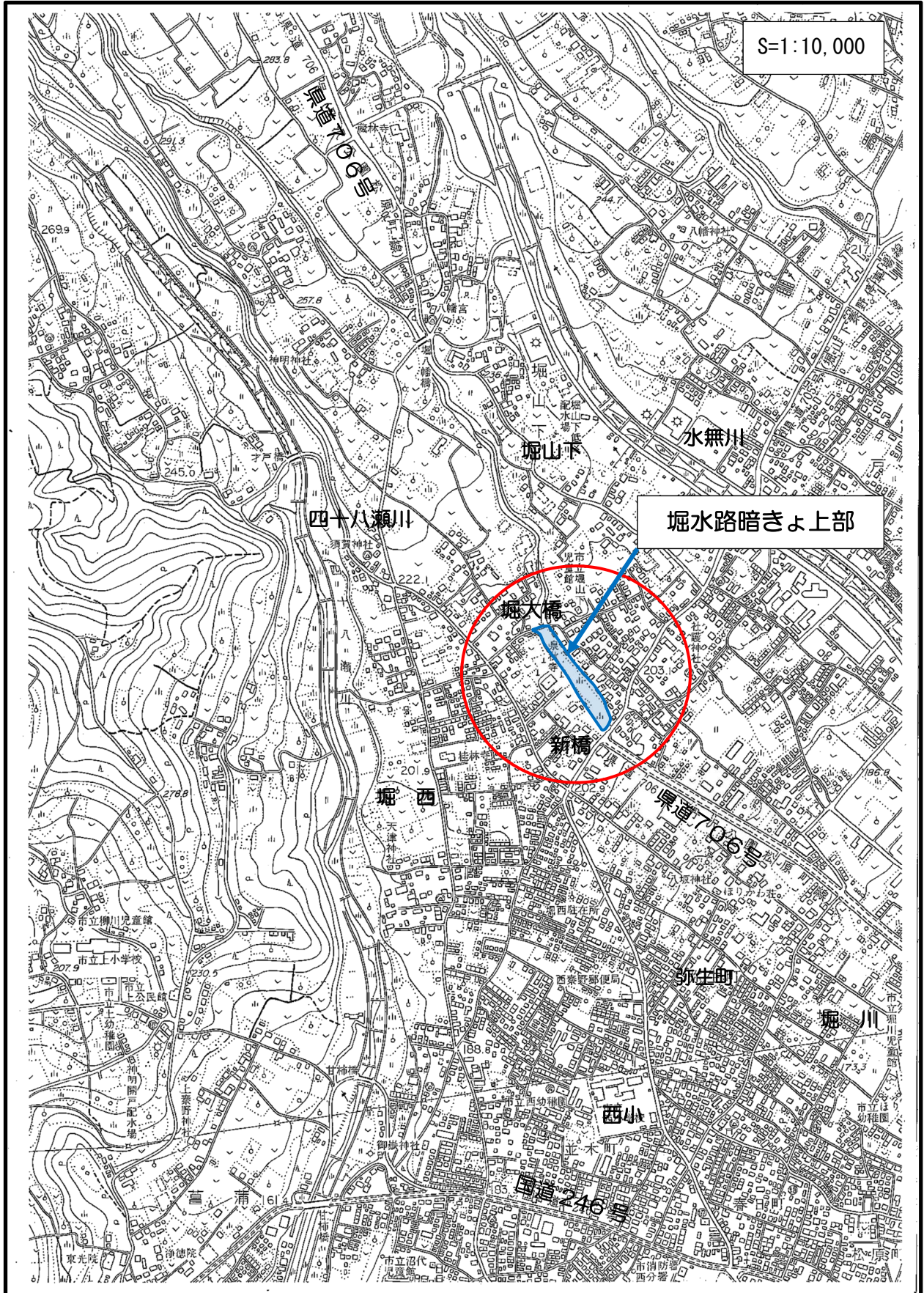
（令和4年7月5日）

提案課名 建設管理課

報告者名 澁谷 治

<p>事案名</p>	<p>堀水路下流域暗きよ上部の土地利用等について</p>		<p>資料 <input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>提案趣旨</p>	<p>堀水路下流域（堀大橋から新橋交差点）暗きよ上部は、公共工事の建設発生土や施設維持管理業務で発生した廃棄物（以下「土砂等」という。）の仮置き場として使用してきましたが、土砂等の搬入や長期にわたる仮置き行為が関係法令に抵触していることがわかりました。このため、廃棄物については直ちに適正に処分し、土砂については敷地内の整備に活用することを定めた土地利用計画案を作成し、地元自治会へ提案するものです。</p> <p>なお、関係法令への対応につきましては、神奈川県へ提出した廃棄物撤去計画に基づき順次対応するとともに、本事案の原因や今後の取組み等について併せて整理するものです。</p>		
<p>概要</p>	<p>1 暗きよ上部を有効活用するための土地利用計画案を作成し、地元自治会へ提案 2 関係法令への対応</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) →県へ提出済の廃棄物撤去計画（R4. 3. 18提出）に基づき順次対応</p> <p>(2) 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例(盛土条例) →都市部から送付された調整項目一覧表（R4. 5. 16送付）に基づき対応</p> <p>(3) 本事業の原因及び今後の取組み等を整理した報告書を作成する。 →土砂等を市有地に搬入・置く場合であっても関係法令が適用される意識が欠如していたことが原因と考えられるため、本事案の原因や今後の取組み等を整理した報告書を取りまとめる</p>		
<p>経過</p>	<p>1 主な経過（資料2）</p> <p>(1) 平成4～6年度 道路整備を見据えた暗きよの整備 (2) 平成7～10年度頃 公共工事の建設発生土を埋立て (3) 平成11年度頃～令和2年度 建設発生土に加え、廃棄物を搬入 (4) 令和4年6月1日 土地利用委員会調整部会に付議 (5) 令和4年6月2日 土地利用委員会に付議</p>		
<p>今後の進め方</p>	<p>1 // 7～8月 地元自治会へ説明(土地利用計画案等) 2 // 9～11月 廃棄物の処理搬出 →本事案の原因や今後の取組み等を整理した報告書の提出 3 令和5年度 土地利用計画案を令和5年度予算に反映 水路管理用地・遊歩道整備工事を施工予定</p>		

位置図



## 経過・検討結果

## 1 主な経過

- (1) 平成元年9月
  - ・台風による大雨の影響を受け、新橋付近が法面崩落
- (2) 平成4～6年度
  - ・法面崩落対策として、道路整備を見据えた暗きょ(ボックスカルバート)設置工事を施工(堀大橋～新橋間279.3m)
- (3) 平成7～10年度頃
  - ・公共工事の建設発生土を埋立て
- (4) 平成11年度頃～令和2年度
  - ・公共工事の建設発生土に加え、維持管理業務に伴い発生した廃棄物を搬入。仮置き場として使用
- (5) 令和元年10月
  - ・台風19号による大雨の影響を受け、堀大橋付近で溢水
- (6) 令和3年3月
  - ・新橋上流部の土砂を搬出(120m<sup>3</sup>、約220t)
- (7) 令和3年9月～12月
  - ・堀水路下流域全体の竹林伐採

## 2 現 状

## (1) 堀水路下流域の状況

ア 敷地面積	5,100 m <sup>2</sup>
イ 盛土面積	2,883 m <sup>2</sup>
ウ 盛土量	3,425 m <sup>3</sup>
エ 盛土高	0～1.8 m

## (2) 関係する法令

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)
- (ア) 県湘南地域行政センター環境部現地調査・口頭指導(R3.7/12)
    - a 事業活動に伴い発生した廃棄物は、保管することなく適時適切に処分する必要があるが、仮置きとしながら長期に渡り放置していた。
    - b 廃掃法第3条(事業者の責務)、第5条(清潔の保持)、第11条(事業者及び地方公共団体の処理)、第12条(事業者の処理)及び第16条(投棄禁止)の規定に抵触することから、廃棄物撤去計画及び顛末書の提出を求められる。



- イ 市土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「盛土条例」という。)
- (ア) 盛土条例第5条(埋立て等の許可)では、「国、県その他公法人が行うもので、市長協議が整った埋立て」は許可不要としているが、本事業案において協議を行った経過が確認できなかった。
  - (イ) 第7条(許可の基準)では、埋立て等を行う場合の技術基準を定め、当該基準に相応する処置を講ずる必要があるが、改めて現地を確認したところ、技術基準に適合(法面勾配)していない箇所が一部あった。

### 3 検討結果

#### (1) 土砂等の取扱い及び土地利用

- ア 土砂と廃棄物を分別し、廃棄物については直ちに適正処分、土砂については敷地内の整備に有効活用する。
- イ 敷地内の一部を利用し、堀大橋から新橋を結ぶ遊歩道整備の土地利用計画案を作成し、地元自治会に提案する。

#### (2) 関係法令への対応

##### ア 廃掃法

- (ア) 県へ産業廃棄物撤去計画(予定)・顛末書を提出(R4.3/18提出済)
- (イ) 県へ提出した廃棄物撤去計画(予定)に基づき順次対応

##### イ 盛土条例

- (ア) 市都市部へ埋立て等協議書の提出(R4.4/25提出済)
- (イ) 市都市部から調整項目一覧表の送付(R4.5/16送付済)
- (ウ) 技術基準不適合の法面勾配の解消等、調整項目一覧表に基づき対応

##### ウ 本事業の原因及び今後の取組み

- (ア) 土砂等を長期に渡り搬入し、廃棄物を仮置きとしながら放置していたことは、土砂等を市有地に搬入・置く場合であっても関係法令が適用される認識が欠如していたことが原因と考えられる。
- (イ) 本事業の原因や今後の取組み等を整理した報告書を取りまとめ、コンプライアンス主管課へ提出する。重大事案と判断した場合、市コンプライアンス推進委員会を開催し、再発防止策等を協議する。

# 土地利用計画 (案)

事業内容  
舗装延長 300m、幅員 3m、フェンス設置工 延長 26m  
防草シート敷設工 面積 1,800m<sup>2</sup>

